

# 第4回 情報法制シンポジウム 開催報告

## テーマ4「プライバシー・COVID-19・デジタルプラットフォーム」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

### 開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2020年6月16日(火)から24日(水)にかけて、第4回情報法制シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、新型コロナウイルス対策の必要性を考慮し、計5日間にわたるオンラインでの開催となった。

ここでは、本シンポジウムにおける4つめのテーマ「プライバシー・COVID-19・デジタルプラットフォーム」(6月23日(火)開催)の様子を振り返ることとしたい。主要トピックの一つは2020年6月にリリースされた新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称COCOA。以下「接触確認アプリ」という。)で、スマートフォンのBluetooth機能を利用して本アプリ利用者間の接触を検知し、陽性者と接触した可能性がある場合、利用者に通知する仕組みである。

なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

はじめに、曾我部 真裕氏(JILIS理事・京都大学教授)が、接触確認アプリの法的課題について、フランスとの比較を行いながら報告した。

検査で陽性と判明した場合、保健所から処理番号が発行される。陽性者が自ら処理番号を接触確認アプリに登録することで、他の利用者へ送信・各端末においてマッチングが行われ、陽性者との接触有無が分かるというフローになっている。日本は、各自の端末でマッチングする分散型であるが、フランスは中央サーバーでマッチングを行う集中型を採用している。

日本における接触確認アプリの導入にあたっては、「接触確認アプリに関する有識者検討会合」において法的な整理が行われ、処理番号は行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報に該当すること、診断キーは原則として個人情報に該当しないこと

が示された。また、法令上の義務のみを遵守すれば足りるわけではない点、同意に基づく運用を原則とすべき点などにも言及されている。

続いて、フランスの追跡アプリ「STOP COVID」について、CNILへの諮問や上下両院での討議・評決を経て導入された経緯や、具体的な規律を行うデクレ(政令に相当)における保存期間や個人のアクセス権・訂正請求権などの規定を紹介した。また、デクレの前提となるGDPR上、センシティブなデータは原則として処理が禁止されているものの、9条2項i号が定める例外(公衆衛生の分野において、公共の利益を理由とする取扱いが必要となる場合)として認められていると説明した。「STOP COVID」のリリース後、「15分・1メートル」という条件を充たさない接触についても中央サーバーに送られているという問題が外部研究者から指摘されている状況にある。

フランスは、Apple/GoogleのAPIを使用しない例外的な対応を行っており、また、集中型を採用する根拠としてプライバシー保護およびデジタル主権の観点を挙げ、特に後者の観点を重視していると述べた。

接触確認アプリに関する日仏の状況を踏まえ、法的枠組みとしては、考慮すべき要素が制定法に余さず含まれている状態が望ましいと指摘した。フランスは概ねそうになっているもののプライバシー概念に依拠する部分は残っており、また、制定法においても比例原則などの不確定概念はあるとして、適正なプロセスで判断していく必要性に言及した。

プロセスに関する問題としては、議会が関与するという民主的正統性、専門的知見を蓄積する常設的な機関が関与するという専門的正統性が求められると示唆した。他方で、事前の統制は完璧ではないことから、事後の統制も可能とする最適な枠組みが必要であると指摘した。

このほか、接触確認アプリがデジタル主権を強調すべき問題であるかについては疑念が残るとしつつ、他の問題を考える際には留意すべきだと述べ、報告を結んだ。

続いて、山本 龍彦氏（JILIS 参与・慶応義塾大学教授）より「情報自己決定権の現代的な課題」と題して報告があった。

情報自己決定権は、はじめ「私生活上の秘密を不特定多数に公表・暴露されない権利」として提唱され、日本においても「私生活をみだりに公開されない権利（私法上の人格権）」として承認されていたが、次第に、プライバシーとは消極的に隠すものではなく、誰かと選択的にシェアするものだという点が強調されるようになった。やがて1990年代に入ると、アーキテクチャ志向の情報自己決定権が主張されるようになった。個人が自ら決定した情報の在り方について、その決定を実効化する仕組みが重要であるとする考え方であり、プライバシー・バイ・デザインと親和的だと説明した。

しかしながら日本では、情報自己決定権について判例も法制度も足踏み状態にあると指摘した。一方海外に目を向けると、ドイツでは早々に情報自己決定権が憲法上の人格権として承認され、その考え方をGDPRが色濃く受け継いでいるといわれている。長らく情報の自由な流通に対する政府の介入が憲法上問題とされてきたアメリカでも、ケンブリッジアナリティカ事件などを契機として、データの利用・濫用による民主主義／反差別への脅威が認識され、データ保護への関心が非常に高まり、ヨーロッパと同じ方向に収斂していると紹介した。

「個人情報の不当な取扱いなどを防止することが目的であり、自己決定や同意は手段的な要素でしかない」などの情報自己決定権への批判に対しては、「手段的性格ゆえに基本権として認められない」とは言えない点、何が目的で何が手段かの区別は相対的・流動的である点を指摘して反論した。

また、情報自己決定権は、単に不当・違法な個人情報の取扱いを受けていないかチェックするための手段にとどまらず、これからの時代において「デジタル・ディスタンス」を調整するものであることから、基本権または人格権として認める必要があるのではないかと示唆した。

同意の有効性にかかる批判に対しては、同意の決定環境をデザインすることにより一定程度解消できるとし、そうした取組みに対して国家がインセンティブを付与するアーキテクチャを整備することが重要だと述べた。また、「同意を重視するこ

と」と情報自己決定権とは異なると述べ、今後は、どのプラットフォームまたはネットワークに自己情報の運用・管理を任せるのかという「大きな自己決定」を重視する方向になるのではないかと示唆した。

上記を踏まえてプラットフォームとの関係を振り返ると、一連のコロナ対策ではプラットフォームが重要な役割を果たしていると指摘した。人々の生活をプラットフォームが守っていくことになるため、特定プラットフォームへのロックインを防ぎ、別のプラットフォームへの自由な移動を可能にするデータ・ポータビリティ権がより重要になるとした。

また、コロナ時代においては、データをとにかく守るべしとするデータ保護教とデータを活用して命を守るべしとするデータ活用教が対立し、社会的分断が形成されつつあるのではないかと懸念を示した。これについて、権利制約の合理性・必要性を冷静に衡量することが必要ではないかと指摘した。

最後に、コロナ時代、プラットフォーム時代にどのような「権利」の概念が必要かを理論的に検討しなければならず、個人情報保護法制全体の見直しが進む中で、その指導理念が何かを検討する時期に来ているのではないかと語り、報告をまとめた。

両氏による報告を踏まえ、穴戸 常寿氏（JILIS 理事・東京大学教授）の司会のもと、パネルディスカッションが行われた。

情報自己決定権にかかる山本氏の問題認識について、曾我部氏は特に異論はないとしながら、現代的なプライバシー権の問題として「個人データを扱うシステムのアーキテクチャをどう構成するか」が徐々に肥大化しているところ、権利論としてどう対応するかがテクニカルな課題であると指摘した。すなわち、どこまでが権利で、どこからがアーキテクチャのガバナンスなのかという点であり、権利／客観法のいずれの問題となるかを考えるにしても、客観法の場合は根拠がどこにあるかが問題となり、結局は権利論として回収する必要があるのではないかと述べた。これをうけて山本氏は、主観法と客観法の切り分けの問題について議論する必要性について同意し、情報自己決定権が持つ客観法的側面が今後より一層重要になるのではないかと述べた。

また、同意・コントロールの多様性という観点から、不利益取扱いの防止などの保護すべき法益

を守るには同意・コントロール以外にも方法があるのではないかと曾我部氏が指摘すると、たとえば「不適切な利用をしてはいけない」といっても「不適切」の中身が確定的でないならば、むしろ「不適切」のベースラインを引きやすい情報自己決定の概念に依拠するほうが、手段として有用ではないかと山本氏は主張した。

さらに、曾我部氏は、プライバシー権の構成として多様な内容が考えられることから、自己情報コントロール権というネーミングでは狭く、EU基本権憲章8条「個人情報の保護を求める権利」などのほうが、より中立的かつ幅のある権利であることを上手く描写できるのではないかと指摘した。山本氏は、限界事例（例「プラットフォームは情報を適切に取り扱っているが、当該プラットフォームのアルゴリズムが気に入らないから離脱したい」）を挙げ、プラットフォームとの距離が「デジタル・ディスタンス」として重要になってくるデジタル時代にあっては、情報自己決定権の語のほうが良いのではないかと述べた。

接触確認アプリに関して、プライバシー・情報自己決定と公衆衛生との比較衡量をどう行うべきかという点に話が及ぶと、両氏ともデータの利活用に賛成した。そのうえで曾我部氏は、日本はもう少しやれる余地があったとしながらも、一つのあり得るバランスの取り方だったのではないかと述べた。山本氏は比例性の重要性を指摘し、現在の日本の状況では自己規律型（基本的には個人を特定できるような情報は取得せず、自主的な行動変容を促す型）を取ることは比例性にかなっているとした。ただし、感染の第二波が広がるなどしてより積極的なデータの利活用が求められる場合には、状況を見極めて次のレベルに移していくことが重要であり、国会の審議などどのような措置が必要かを議論しておくべきだと述べた。

プライバシー・情報自己決定権を前提にし、それに対するパターンナリスティックな政府の関与などがどの範囲／どの形で許されるかについては、山本氏は、本人にとって良いとされるような方向にナッジすることは可能だが、オプトアウトを実効的に保障し、リバタリアンパターンナリズムを維持することが必要だと述べた。

また、接触確認アプリのインセンティブ・ディスインセンティブを設計するにあたって、アプリをインストールしないとPCR検査を受けられないなど、社会生活を送るうえで重要なことを制限するためには法律の根拠が必要となると指摘した。



曾我部氏は、少なくとも伝統的に行ってきた感染症対策の各種規制は他者加害の側面を根拠としているとし、その限りでは一定程度の介入が可能であると述べた。ただし、パターンナリスティックな側面も同時に持ち、デリケートな調整が求められるという中ではまずは協力要請が考えられ、協力ベースの休業要請はパターンナリズムと他者加害の二面性の中でバランスを取った措置だったと指摘した。

最後に、個人情報保護法制とプライバシーの権利との関係について、曾我部氏は、両者は連続的であり、根底においては一致するのではないかと述べた。山本氏は、個人情報保護法制という法体系の指導理念として情報自己決定権が必要だとし、その方向で体系性を鍛えていくことがデータの利活用の観点、グローバルな視点から重要だと述べた。

司会の宍戸氏は、従来フィジカル空間であった権力の問題が今後サイバー空間／デジタル空間で融合してくるのに対処するにあたり、最も使える憲法学の概念がプライバシー権・自己情報コントロール権であると指摘し、データからの自由・データによる自由・データへの自由の3つの問題について、本来あるべきプライバシー権議論の射程、他分野との連携、とりわけ個人情報保護法制によって具体化される部分などを議論していく必要性を強調し、パネルを締めくくった。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

## 第4回情報法制シンポジウム テーマ4「プライバシー・COVID-19・デジタルプラットフォーム」

---

日時：2020年6月23日（火）16:00～18:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

### プログラム

---

司会：宍戸 常寿（JILIS 理事・東京大学教授）

16:00～16:05	開会挨拶 鈴木 正朝 JILIS 理事長・新潟大学教授・理化学研究所 AIP
16:05～16:35	報告1「接触通知アプリの法的課題」 曾我部 真裕 JILIS 理事・京都大学教授
16:35～17:05	報告2「情報自己決定権の現代的な課題」 山本 龍彦 JILIS 参与・慶応義塾大学教授
17:05～17:55	パネルディスカッション 司会：宍戸 常寿 パネリスト：曾我部 真裕 山本 龍彦
17:55～18:00	まとめ・閉会宣言 宍戸 常寿